保護者の皆さんへ　　R3.4

就学援助制度のお知らせ

小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、学用品費や給食費及び医療費等を支給する就学援助の制度があります。

この制度を受けたい場合には、**就学援助費受給申請書兼同意書**に、申請事由や家族の生活状況等を記入し、必要書類を添付して**学校へ提出**してください。

この制度は、生活困窮の程度により就学の援助をするもので、申請すれば誰でも受けられるわけではありません。所得が、認定基準を上回る場合は、認定されません。

学校長の承認と、家族の所得状況を調査し、教育委員会の認定が必要になります。

(注) 申請する前に、市役所税務課に所得の申告をする必要があります。

認定の流れ

① 申請書　②申請書に学校長の承認印を押して

保護者 ⇒ 学　校 ⇒ 教育委員会学校管理課

◎ 教育委員会で所得状況等を調査し、認定の結果は学校を通じてお知らせします。

（ 所得の申告や住民票登録が正しくしていないと、認定できません。）

援助の内容

(注) 援助対象となる支給額は、毎年度、教育委員会が事務取扱要綱に基づき決定します。保護者が負担すべき費用の全額を支給するものではありません。

① 学用品費
② 校外活動費（遠足・林間学校等）
③ 修学旅行費
④ 新入学準備費(小・中学校へ入学前の３月中に支給。)
⑤ 新入学学用品費(新入学準備費を受給していない小･中学１年生で４月認定者に限る)
⑥ 卒業アルバム代（小６・中１）
⑦ 給食費
⑧ 医療費（結膜炎・中耳炎・アデノイド・う歯等の学校保健法で定める疾病に限る。）
⑨ 体育実技用具費（柔道着等を購入予定の中学１年生）
⑩ 通学費（片道　小学生４㎞以上、中学生６㎞以上で公共交通機関利用に限る。）

申請書を希望の方は、下記に記入し**学校へ**提出下さい。

足利市教育委員会
足利市立御厨小学校

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・き・・・り・・・と・・・り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

㊗　申請書兼同意書を希望します

年　　組　児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　　年　　組　児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿